

令和8年度滋賀県文化活動実態調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、標記業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和8年度滋賀県文化活動実態調査業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）12月25日（金）まで

3 予定価格

1,289,000円（消費税および地方消費税を含む。）

4 スケジュール

令和8年（2026年）6月3日（水）	公告
令和8年（2026年）6月12日（金）	質問締切
令和8年（2026年）6月16日（火）	質問回答
令和8年（2026年）6月22日（月）	提案書締切
令和8年（2026年）6月26日（金）	審査会
令和8年（2026年）7月上旬	契約締結・業務開始
令和8年（2026年）12月25日（金）	納期

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

- ・ 大分類：「役務」
- ・ 中分類：「各種調査業務」、「広告」または「その他の役務の提供」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-4314

6 プロポーザル説明会

行わない。

7 質問および回答の方法等

- (1) 質問方法：質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、「13 連絡先」に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。
- (2) 質問期限：令和8年（2026年）6月12日（金）17時00分
- (3) 回答方法：質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>
- (4) 回答期日：令和8年（2026年）6月16日（火）17時00分を目途に回答する。

8 企画提案にかかる提出書類等

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案は、1者につき1案とする。

- (1) プロポーザル応募申込書（別紙様式1）・・・正本（押印文書）1部、写し4部
- (2) 下記の登録や認証を受けている場合、それを証明する書面・・・写し各1部
 - ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
 - エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
 - オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
 - カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
 - キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
 - ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発

行)の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、aについては、審査登録機関の証明書の写しを、a以外については、認証、登録証の写し

a 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証

b 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録

c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 企画提案書・・・5部(うち3部は社名の記載なし)

別紙業務委託仕様書に基づき、以下の内容を記載すること。なお、形式はA4サイズまたはA3サイズの紙媒体とし、様式および枚数は問わない。

ア 業務の実施体制

・業務を遂行するにあたっての責任体制、連絡窓口、再委託をおこなう場合は、役割等についても記載すること。

イ 県内活動団体の情報収集施策および調査対象数

ウ 事業実施手順

エ 実施スケジュール

オ 本事業に類似する事業の実績

カ その他

・本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取組についての提案がある場合は簡潔に明記すること。

(4) 概算見積・・・5部(うち3部は社名の記載なし)

仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。

9 提出期限等

(1) 提出期限

プロポーザル応募申込書、企画提案書等の提出期限

令和8年(2026年)6月22日(月)17時00分必着(受付は土日を除き、各日9時から17時まで)

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着した者に限り受け付ける。

(2) 提出先

滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課振興係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3346 メールアドレス: sc0001@pref.shiga.lg.jp

(3) 提出方法

(2)に示す場所への持参または郵送とする。

※郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便等とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

10 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100点）の6割未満（60点未満）の場合は、契約予定者とししない。なお、総合点が最も高かったものが複数であった場合は、委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

(2) 審査会

当課および関係所属の職員による3名の委員をもって設置する。

(3) 評価項目および評価点

評価項目および評価点については、以下のとおりとする。

番号	評価基準	評価項目	評価点
①	業務に対する基本的な考え方	本事業の趣旨を理解した上で、趣旨に沿った内容となっているか。	10
②	業務提案	情報収集やアンケート調査について、効果的な手法となっているか。	15
③	調査対象数	調査対象数について業務の目的を達成するために的確な提案がされているか。	20
④	スケジュール	本業務を適切に実施できるスケジュールとなっているか。	10
⑤	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により6段階評価とする。 ・ 80%未満 …10点 ・ 80%以上 85%未満…8点 ・ 85%以上 90%未満…6点 ・ 90%以上 95%未満…4点 ・ 95%以上 100%未満…1点 ・ 100% …0点	10
⑥	業務の運営管理	業務を適切かつ確実に実施できる体制・人員配置となっているか。	12
⑦	業務実績	類似業務の実績はあるか。	12

⑧	滋賀県内に本店または本部を有しているか。 ・ 本店あり …6点 ・ 営業所等のみあり …3点	6
⑨	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑪	障害者の雇用に関し、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑫	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑬	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
総合点		100

- (4) 審査の結果については、全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。
- (5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (6) 契約協議の結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。
- (8) 契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、文化芸術振興課に対して不採

用の理由についての説明を求めることができる。文化芸術振興課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

11 失格

次の各号に該当した場合、提出書類受領後においても失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。
- (2) 提案書等の作成に生じた経費および参加に要する経費は、全て各参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 委託料の支払については、原則、委託業務終了後に精算払とする。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (6) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することはない。ただし、提案書に対して第三者から情報公開請求があった場合は、この限りではない。
- (7) 提案書作成時において入手した個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

13 連絡先

滋賀県観光文化スポーツ部文化芸術振興課振興係 担当：山田

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3346 FAX：077-528-4833 メールアドレス：sc0001@pref.shiga.lg.jp